

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成27年2月20日

京都市長 門川大作

京都市規則第74号

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第162号）の施行期日は、平成27年4月1日とする。

(建設局自転車政策推進室)